

## 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

(昭和51.9.1実施)

### 1 第2条(新規上場申請)関係

(1) 第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」、同第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」又は同第9条の4第1項に規定する「第2号の3様式」に準じて記載するものとする。

(2) 第1項第5号に規定する書類には、最近2年間に終了する各事業年度の法人税確定申告書の写しを含むものとする。

(平成6.4.28、8.4.1、11.2.1、14.4.1、18.5.1、21.1.5、21.11.9、令和4.4.4変更)

### 2 第3条(上場審査基準)関係

(1) 第1号bに規定する「新規上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込み」については、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。)の末日後2か年間の予想利益及び基準事業年度の末日における分配可能額について審査するものとする。

(2) 第1号cに規定する「優先株の内容、企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること」の審査は、次の基準に適合するかどうかを確認することにより行うものとする。

「新規上場申請のための有価証券報告書」が法令等に準じて作成されており、かつ、優先株の内容、配当政策、優先株の発行者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項(発行者が取得できる旨の定めがある場合にあっては、当該取得についての方針を含む。)が分かりやすく記載されていること。

(3) 有価証券上場規程施行規則第213条第1項の規定は、第2号a及びbの場合について準用する。

(4) 有価証券上場規程施行規則第213条第10項の規定は、第2号dの場合に準用する。

(平成6.4.28、8.1.1、11.2.1、14.4.1、14.6.17、14.12.10、18.5.1、21.1.5、21.11.9、令和4.4.4、5.3.13変更)

### 2の2 第4条の2(新規上場申請のための提出書類の公衆縦覧)関係

第4条の2に規定する当取引所が必要と認める書類は、新規上場申請のための有価証券報告書をいうものとする。

(平成18.5.1追加、令和4.4.4変更)

### 3 第5条(上場廃止基準)関係

(1) 第2項第1号及び第2号に規定する優先株の所有者数及び流通株式の数の取扱いは次のとおりとする。

a 第2項第1号に規定する1年以内に150人以上とならないとき又は同項第2号に規定する1年以内に1,000単位以上とならないときは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内において150人以上とならないとき又は1,000単位以上とならないときをいう。

b 有価証券施行規則第501条第1項及び第601条第1項第1号から第3号までの規定については、第2項第1号及び第2号に掲げる基準について準用する。

(2) 第2項第4号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。

- a 第4号の規定は、上場後6か月未満の銘柄については適用しない。
  - b 「毎年の6月末日以前又は12月末日以前6か月間における上場優先株の月平均売買高」とは、毎年の6月末日以前又は12月末日以前6か月間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。
  - c 当該銘柄が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合には、前bに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該銘柄の国内の他の金融商品取引所における売買高に基づき、第2項第4号に規定する売買高を算定することができるものとする。
- (3) 有価証券上場規程施行規則第212条第10項及び第601条第10項の規定は、第2項第6号の場合に準用する。
- (4) 有価証券上場規程施行規則第601条第13項の規定は、第2項第7号の場合に準用する。
- (平成4.3.17、5.2.28、5.4.1、5.8.10、6.7.1、6.10.1、8.1.1、9.1.1、9.6.1、10.12.1、11.2.1、11.9.1、13.10.1、14.4.1、14.6.17、14.12.10、16.10.1、17.2.1、17.6.20、18.5.1、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、令和4.4.4変更)
- 4 第6条（上場廃止日）関係
- 第6条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(5)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(5)までに定めるところによる。
- (1) 第5条第1項第1号又は第2項各号（第3号及び第7号のうち前3(4)において準用する有価証券上場規程施行規則第601条第13項の規定に該当するものを除く。）に該当することとなった銘柄
- 当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
- (2) 第5条第1項第2号に該当することとなった銘柄
- 当該銘柄の発行者が発行する株券の上場廃止日と同日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
- (3) 第5条第2項第3号に該当することとなった銘柄
- 存続期間満了の日の2日前（休業日を除外する。）の日
- (4) 第5条第2項第7号に該当することとなった銘柄のうち、前3(4)において準用する有価証券上場規程施行規則第601条第13項の規定に該当するもの
- 株式の取得がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日
- (5) 有価証券上場規程第605条に定める申請により上場廃止となることが決定した銘柄
- 当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
- (平成21.11.9追加、21.11.16、31.7.16、令和4.4.4変更)
- 5 第7条（監理銘柄の指定）関係
- (1) 当取引所は、上場優先株が次のaからhまでのいずれかに該当する場合は、当該上場優先株を第7条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、eに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。
- a 第5条第2項第1号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
  - b 第5条第2項第2号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
  - c 第5条第2項第3号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
  - d 第5条第2項第5号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

- e 第5条第2項第6号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
  - f 第5条第2項第7号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
  - g 第5条第2項第8号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
  - h 当該優先株の発行者の発行する上場株券が監理銘柄に指定された場合
- (2) 当取引所は、有価証券上場規程第605条の規定により上場廃止申請が行われた上場優先株を、監理銘柄へ指定することができる。この場合においては、監理銘柄（確認中）へ指定する。
- (3) (1)及び前(2)の場合における監理銘柄への指定期間は、次のaからhまでに定めるところによる。
- a (1) a 又は b に該当した場合には、3(1) a に規定する期間の最終日の翌日から当取引所が第5条第2項第1号又は第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。
  - b (1) c に該当した場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第5条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。
  - c (1) d に該当した場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第5条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。
  - d (1) e に該当した場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第5条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。
  - e (1) f に該当した場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第5条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。
  - f (1) g に該当した場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第5条第2項第8号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該当取引所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。
  - g (1) h に該当した場合には、上場優先株の発行者の発行する上場株券の監理銘柄への指定期間と同一とする。
  - h 前(2)の規定により監理銘柄へ指定する場合には、上場廃止申請が行われた日から当取引所が当該上場優先株を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。
- (4) 前(3)（aを除く。）の場合において、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については当取引所がその都度定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同(3) b から h までにおいて監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(平成21.11.9追加、令和4.4.4変更)

#### 6 第8条（整理銘柄の指定）関係

当取引所は、上場優先株が第5条第1項各号（有価証券上場規程施行規則第601条第4項第2号 a に規定する合併による解散の場合及び同条第11項第1号に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合であって、かつ、上場銘柄と引換えに交付される優先株が速やかに上場される見込みのある場合を除く。）若しくは第5条第2項第1号、第2号、第4号から第7号まで若しくは第8号のいずれかに該当する場合又は有価証券上場規程第605条に定める申請が行われ上場廃止が決定した場合には、第8条の規定に基づき、当取引所が当該優先株の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該優先株を整理銘柄に指定することができる。

(平成21.11.9追加、令和4.4.4変更)

7 第9条（上場手数料及び年間上場料）関係

第9条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算（新規上場申請優先株の発行会社又は優先株の上場会社が外国会社である場合を除く。）して支払うものとする。

(1) 上場手数料

- a 1株当たりの発行価格に上場株式数を乗じて得た金額の 万分の2.6
- b 上場手数料は、当該銘柄の上場日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。
- c 事業の主体が名古屋周辺以外にある場合（当取引所のみを上場を申請した場合を除く。）には、上場手数料をその2分の1とする。

(2) 年間上場料

- a 1株当たりの発行価格に上場株式数を乗じて得た金額のうち
  - (a) 5億円以下の金額につき 10万円
  - (b) 5億円を超え20億円以下の金額につき  
1億円以下を増すごとに 9千円
  - (c) 20億円を超え60億円以下の金額につき  
2億円以下を増すごとに 9千円
  - (d) 60億円を超え100億円以下の金額につき  
5億円以下を増すごとに 9千円
  - (e) 100億円を超え500億円以下の金額につき  
50億円以下を増すごとに 9千円
  - (f) 500億円を超え1,000億円以下の金額につき  
100億円以下を増すごとに 9千円
  - (g) 1,000億円を超える金額につき  
200億円以下を増すごとに 9千円
- b 年間上場料の計算における上場株式数は、各銘柄ごとに前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。
- c 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを支払うものとする。
- d 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年間上場料については、上場日現在の上場株式数を基準として計算するものとし、その半額（2月末日支払分）を免除する。
- e 7月1日以後に上場された銘柄のその年の年間上場料は免除する。
- f 6月末日以前に上場廃止された銘柄のその年の年間上場料については、その半額（8月末日支払分）を免除する。
- g 第5条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する支払期日の支払分を、有価証券上場規程第605条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する支払期日の支払分を、それぞれ免除することができるものとする。

（平成6.4.28、13.4.1、14.4.1、16.4.1、17.6.20、18.5.1、21.11.9、令和4.4.4変更）

付 則

この改正規定は、昭和61年7月1日から施行し、同年3月末日以降に到来する決算期現在の資料に基づいて行う様式の分布状況の審査から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成5年2月28日から施行する。
- 2 改正後の3(2)dの規定は、この改正規定施行の日以後に改正前の同規定に定める期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の3の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式会社については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年6月17日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年12月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

(変更)

[昭和59.11.29、61.7.1、63.6.1、平成2.12.1、4.3.17、5.2.28、5.4.1、5.8.10、6.4.28、6.7.1、6.10.1、8.1.1、8.4.1、9.1.1、9.6.1、10.12.1、11.2.1、11.9.1、13.4.1、13.10.1、14.4.1、14.6.17、14.12.10、16.4.1、16.10.1、17.2.1、17.6.20、18.5.1、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、21.11.16、31.7.16、令和4.4.4、5.3.13]